

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たる日は、その翌日)

平成元年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

- ◇ 告 示 青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)
- 保険医療機関等の指定(保険課)
- 土地改良事業の工事の完了(農村整備課)
- 保安林の指定の解除予定(造林課)
- 開発行為に関する工事の完了(都市計画課)
- 鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正(会計課)

告 示

鳥取県告示第六十一号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

指定番号	種 別	図 書 類	
		題 号	表示された発行所
1	録音テープ	キニービツグ血肉の華	ミッドナイト25
2	〃	キニービツグ悪魔の実験	ミッドナイト25
3	〃	キニービツグ秘蔵メロディ	ミッドナイト25

鳥取県告示第六十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

平成元年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

灘尾歯科医院	あさくら歯科医院	辻齒科医院	岡齒科医院	和順堂内科医院	庄司医院分院	タムラ医院	上山整形外科医院	岸田内科医院	よろず医院	中井医院	橋本齒科医院	大谷医院	豊田医院	渡辺内科医院	名称
米子市角盤町一丁目四二一二	米子市西福原六九四一五	米子市車尾二二四四一三	日野郡日野町根雨四四八	気高郡青谷町大字青谷字前川四四六一五	鳥取市湖山町北一丁目五四七	鳥取市瓦町一六一	鳥取市湖山町東二丁目一〇三	鳥取市立川町二丁目二三七	鳥取市美萩野一丁目一八一四	米子市旗ヶ崎七丁目二〇一二	岩美郡国府町新通り三丁目三四八一	八頭郡那家町大字宮谷二二一五	倉吉市東町三五一一八	米子市上福原一八三九一六	所在地
"	"	"	"	"	"	"	"	"	平成元年十月一日	平成元年十月十六日	平成元年十月二十日	平成元年十月十六日	平成元年十月二十五日	平成元年十月二十三日	指定年月日

木村齒科医院	医療法人社団足立守齒科	医療法人社団圓道齒科医院	木山齒科医院	谷尾齒科医院	医療法人福庭医院	医療法人福島医院	医療法人倉元内科医院	船木齒科医院	医療法人社団本田医院
境港市小篠津町八六九一三	境港市明治町八	米子市東町二四一	米子市富士見町二丁目三一	八頭郡那家町大字那家五九〇一八	境港市相生町一一四	境港市中町九三	境港市外江町一七三三一	東伯郡東伯町大字徳万字西垣七三四一	米子市八幡七〇三
"	平成元年十月二日	"	"	平成元年十月二十日	平成元年十月二日	"	"	平成元年十月九日	平成元年十月一日

鳥取県告示第六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年十一月四日

鳥取県知事 西尾 邑次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
中浜地区土地改良区	団体営ほ場整備事業中浜地区ほ場整備	昭和五十六年三月二十五日
"	防衛施設庁関連事業第二次中浜地区	昭和六十一年三月二十五日
"	地区再編農業構造改善事業三軒屋地区区画整理	昭和六十一年十月三十一日

鳥取県告示第千六十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字木地山字下小屋九〇（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 解除の理由
林道用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町

役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千六十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成元年七月二十七日 鳥取県指令受鳥土維第二百十四号
 - 二 開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市立川町五丁目
 - 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市瓦町三五
株式会社湖東商事
代表取締役 森本和夫
- 鳥取県告示第千六十六号
昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成元年十一月六日から施行する。

平成元年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表中

横川支店

広島市西区横
川町二丁目

を

横川支店

広島市西区横
川町二丁目

祇園新道支
店

広島市安佐南
区中筋一丁目

に改める。

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む。)】